企業団所有地売却（先着順）
募　集　要　領

坂戸、鶴ヶ島水道企業団

財務課経営企画担当
０４９－２８３－２０８０

1　はじめに

坂戸、鶴ヶ島水道企業団では、一般競争入札によって落札されなかった所有地について、先着順の随意契約による売却を行います。購入を希望される方は、本要領、物件調書等をよくお読みになり、売却対象物件の現地の状況を確認の上お申し込みください。

2　売却対象物件

区分	所 在	地 番	地 目	地積（m²） 最低売却価格
土地	坂戸市大字萱方	１２６番２	水道用地	８８ ３６９，０００円

※詳細は、「物件調書」をご覧ください。

3　売却方法

随意契約（先着順）とします。

4　申請資格

次に掲げる要件を満たしている方であれば、個人又は法人を問わず申請できます。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、これらの手続開始の決定を受けている者を除く。

⑶　坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約に係る指名停止措置要綱（令和２年坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第１０号）に基づく指名停止措置又は坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成２８年坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第１１号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

⑷　地方自治法第２３８条の３に該当する、当該物件に関する事務に従事する坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員以外の者であること。

5　現地説明会

現地説明会は実施しません。必ず、ご自身で現地を確認してください。

6　申請方法

本募集要領、物件調書及び現地を必ず確認し、ご納得の上で必要書類を郵送にて提出してください。（事前に電話等で受付状況を確認の上、提出してください。）

⑴　提出方法

持参（郵送不可）

⑵　受付期間

令和７年９月１８日（木）から令和８年２月１３日（金）まで（必着）

⑶　提出先

〒３５０－０２１４　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１６号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団　財務課経営企画担当

⑷　提出書類

書類名	提出数	備考
企業団所有地買受申請書	１通	・指定様式（印鑑証明印を押印すること）
委任状	１通	・指定様式（印鑑証明印を押印すること） ・共有で申請する場合のみ
誓約書	１通	・指定様式（印鑑証明印を押印すること）
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し	１通	・法人が申請する場合のみ ・法務局で発行
身分証明書の写し	１通	・個人が申請する場合のみ ・現状を反映しているもの
住民票の写し	１通	・個人が申請する場合のみ ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ・申請日前３か月以内に発行されたもので、現状を反映しているもの ・住民登録地の市町村で発行
印鑑登録証明書	１通	・申請日前３か月以内に発行されたもので、現状を反映しているもの。 ・個人の場合は市区町村、法人の場合は法務局で発行

⑸　申請にあたっての留意事項

ア　共有で申請する場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

イ　対象物件の現状と物件調書に差異が生じている場合は、現状を優先します。

契約後も現状での引渡しとなります。申請にあたっては事前に必ず現地を確認してください。

ウ　物件調書に記載された内容で、建築制限等についてはあらかじめご自身で関係機関に照会する等、十分ご確認ください。

エ　売買契約及び所有権移転登記は、企業団所有地買受申請書に記載された名義でしか行えません。

オ　申請受付後に、「４　申請資格」の要件を満たさないことが判明したとき及び提出された書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、売却を取り止めます。

カ　申請に必要な一切の費用は、申請者の負担とします。

キ　提出書類等は、一切返却いたしません。

7　買受人の決定

⑴　申請資格を有し、最低売却価格以上の買受金額を最初に提示した申請者を買受人とします。

⑵　買受人として決定された場合、書面によりこの旨をお知らせします。

8　契約保証金

⑴　買受人は、契約締結日までに、契約保証金として契約金額の１０％以上の額（円未満切上げ）を納付してください。ただし、契約締結日に売買代金の全額を支払われる場合は不要です。

⑵　契約保証金には、利息を付しません。

⑶　契約保証金は、当企業団指定銀行口座への振込みにより納付してください。入金確認後、当企業団から入金確認書を郵送します。

⑷　振込先

金融機関：埼玉りそな銀行　坂戸支店

預金種別：普通

口座番号：３０２２２

口座名義：ｻｶﾄﾞ､ﾂﾙｶﾞｼﾏｽｲﾄﾞｳｷｷﾞｮｳﾀﾞﾝ ｷｷﾞｮｳﾁｮｳ ｻｲﾄｳﾖｼﾋｻ

坂戸、鶴ヶ島水道企業団　企業長　齊藤芳久

9　契約の締結

⑴　売買契約の締結は、買受人決定の通知を受けた日から７日以内に行います。

⑵　土地売買契約は、買受人名義で締結します。共有で申請された場合は、共有者全員の名義及び持ち分を表記の上締結します。

⑶　買受人が、正当な理由なくして上記⑴の期日までに契約を結ばない場合は、売却を取り止めます。

10　売買代金の支払

⑴　売買代金（契約金額から契約保証金を差し引いた残金）は、契約を締結した日から３０日以内に、「８　契約保証金⑷」に記載の当企業団指定銀行口座への振込みにより納付してください。

⑵　⑴の期限までに売買代金の納付がない場合は、契約保証金は当企業団に帰属することになります。

11　所有権の移転等

⑴　売買代金（遅延違約金がある場合は違約金を含む。）の全額が支払われたとき、所有権が移転するものとし、同時に当該物件を引き渡すものとします。

⑵　当該物件は、現状のまま引き渡すこととし、契約締結後、当該土地の性状に契約の内容に適合しないものがあるときも、当企業団は一切責任を負いません。

⑶　所有権の移転登記は、当該物件の引渡し後、当企業団が行います。

12　境界の明示

当企業団は、買受人に対して当該物件の現地における境界の明示を省略するものとします。

13　契約に必要な書類及び費用

本契約に必要な書類は、買受人が用意することとします。

また、次に掲げる費用は、すべて買受人の負担となります。

⑴　売買契約書に貼付する収入印紙

⑵　所有権の移転登記に必要な登録免許税

⑶　所有権移転後の公租公課

⑷　その他契約の締結及び履行に関して必要な費用

14　売却に係る条件

⑴　確定測量は実施済みです。

⑵　土壌汚染調査及び地質調査については実施していません。

⑶　土地売買契約書には、売主の契約不適合責任を免責する旨の特約を設けます。

⑷　越境物等があった場合、当企業団では越境状態の解消等を行わないので、買受人が越境物所有者と協議してください。

15　利用制限

買受人は、売買物件を利用するにあたって、次に掲げる用に供してはなりません。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業の用

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（その団体の構成員を含む。）の用

⑶　その他、公序良俗又は公共の福祉に反する用

16　その他

本要領に定めのない事項については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程（昭和５８年坂戸、鶴ヶ島水道企業団規程第２号）、その他関係法令の定めるところによります。

なお、当該規程は当企業団ホームページで閲覧できます。

17　問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団　財務課経営企画担当

電話番号０４９（２８３）２０８０